



平成 21 年 5 月 13 日

各 位

上場会社名 グローリー株式会社  
代表者 代表取締役社長 西野秀人  
本社所在地 兵庫県姫路市下手野一丁目3番1号  
コード番号 6457  
上場取引所 東証第一部、大証第一部  
決算期 3月  
問合せ先 経営戦略統括部 広報・IR部長 犬賀昌人  
TEL (079)297-3131

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年6月26日開催予定の第63回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

(1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行され、当社は同日をもって株券を発行する旨の定めを廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、現行定款の株券を発行する旨の条文(現行定款第7条)及びこれに伴い無効となった单元未満株券の不発行に関する条文(現行定款第9条第2項)、実質株主及び実質株主名簿に関する条文(現行定款第10条第1項及び第12条第3項)の削除を行うものであります。

なお、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から1年を経過するまでは、株主名簿管理人が株券喪失登録簿に係る事務を取り扱うため、経過措置として、その旨の附則を設けるものであります。

(2) その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日 程

定款変更のための株主総会開催予定日	平成21年6月26日
定款変更の効力発生予定日	平成21年6月26日

以上

【別紙】定款変更の内容

(下線部は変更箇所であります)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第8条 (条文省略)</p>	<p>第7条 (現行どおり)</p>
<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 当社の単元株式数は、100株とする。 2. 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>	<p>(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、100株とする。 (削除)</p>
<p>(単元未満株式についての権利) 第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利</p>	<p>(単元未満株式についての権利) 第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利</p>
<p>第11条 (条文省略)</p>	<p>第10条 (現行どおり)</p>
<p>(株主名簿管理人) 第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人) 第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>
<p>第13条～第42条 (条文省略)</p>	<p>第12条～第41条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p><u>附則</u>  <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置き</u>  <u>その他の株券喪失登録簿に関する事務は、これ</u>  <u>を株主名簿管理人に委託し、当社においては</u>  <u>取り扱わない。</u></p> <p><u>なお、本附則は、平成22年1月5日まで有効</u>  <u>とし、平成22年1月6日をもって削除する。</u></p>

(注) 上記変更案は、平成21年5月13日開催の取締役会で決議した内容ですが、平成21年6月26日開催予定の第63回定時株主総会に上程する際には、文言の修正等を行うことがあります。

以上